

○北海道警察技能指導官等記章の取扱いについて

令和5年3月9日

道本教第6149号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、「北海道警察技能指導官運用要綱の制定について」(令5.3.9道本教第6143号(各部合同)。以下「要綱」という。)において、新たに技能伝承官に係る規定を整備したことに伴い、技能指導官及び技能伝承官(以下「技能指導官等」という。)に係る北海道警察技能指導官等記章(以下「記章」という。)の取扱いについて、次のとおり定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察技能指導官記章の取扱いについて」(平26.3.20道本務第10717号)は、廃止する。

記

1 記章の規格

記章の規格は、別図1のとおりとする。

2 着装の対象者

全ての技能指導官等とする。

3 着装の要領

技能指導官等が専門的技能等の教養を実施する場合において、原則として別図2のとおり記章を着装するものとする。ただし、服務上支障があるなどこれにより難しい場合は、この限りではない。

4 記章の取扱い

記章は、新たに技能指導官を任命する際に授与する。

5 亡失、破損時の報告

記章を亡失、破損等したときは、速やかに警務部長(警察本部教養課長を経由)に報告すること。

6 返納等

記章を授与された技能指導官等が次の各事項のいずれかに該当する場合は、これを返納させることができるものとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けた場合その他警察職員としてふさわしくない非行のあった場合
- (2) 要綱第4の(1)のウからオ及び(2)の事項により技能指導官等の任命又は指定を解除する場合

※ 別図は省略